

坂東市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（ただし「適用を除外」を除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付けを行うのは、土木、建築、電気、管、舗装の5業種になります。

4 名簿の有効期間

令和11年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和9・10年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（坂東市役所総務部管財課）により公表します。

6 格付基準

坂東市指名競争入札参加要綱に基づき格付けします。

7 名簿を共用する部局

- ①坂東市市長部局
- ②坂東市水道事業
- ③坂東市下水道事業
- ④坂東市教育委員会

8 個別書類について

個別書類はありません。

9 連絡先

坂東市役所 総務部管財課契約検査係

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

TEL 0297-35-2121

E-mail: kanzai@city.bando.ibaraki.jp